

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社小又建設	工事・物品	青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4

## 2. 指名停止措置期間

令和7年8月28日 ~ 令和7年9月27日 ( 1ヵ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

株式会社小又建設の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、同年7月23日に地検会津若松支部に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：青森県政記者会、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局（TEL 022-225-2171）（代表）

○ 総務部 契約課 課長 佐藤 貞弘 (内線 2511)  
建設専門官 渋谷 隆博 (内線 2512)  
総務部 経理調達課 契約管理官 山田 耕平 (内線 6221)

○は本件の主務課です。